

コメに係る検討の視点

平成12年10月

1. 基本的スタンス

(1) 食料安全保障上のコメの重要性

コメは主食として、食生活の中で最も重要な地位を占める基礎的食糧であり、食料安全保障の観点から需給及び価格の安定を図ることが国の基本的責務となっている。

(2) 多面的機能を発揮させる上での稲作の重要性

稲作については、国土保全・水源かん養等の農業の多面的機能を発揮させる上でも水田農業を維持する必要がある。

(3) 国際貢献

我が国は、農産物の国際需給や農産物貿易の実態を踏まえつつ、国際的なルールの下で、食糧援助を効率的に実施することにより国際貢献する必要がある。

次期交渉においては、幅広い国民各層の総意を結集しつつ、

食料安全保障の確保によるコメの需給と価格の安定

水田農業の維持による多面的機能の発揮

国際的なルールの下での食糧援助の効率的な実施による国

際貢献

といった基本的目標の達成に向けて、足腰の強い交渉スタンスを確立することが必要である。

○ コメの占める地位 1人・1日当たり供給熱量の25%

1人・1日当たり供給熱量 2,570kcal
内訳：コメ 636kcal、畜産物 394kcal
油脂類 370kcal

○ 水田の多面的機能 4.6兆円
(コメ総生産額(約3兆)の1.5倍)

○ 世界食料安全保障のためのローマ宣言(1996年FAO世界食料サミット)

世界の食料安全保障に関し、

8億人以上の飢餓・栄養不良人口の存在、

貧困、

食料需給の不安定性、

自然及び人的災害

の問題が存在している中、2015年までに栄養不足人口を半減することを目指す旨宣言している。

2. コメについての総合的な国境措置・輸入管理体制

(1)現状

コメの輸入については、大幅な内外価格差が存在する中で、税率のみではなく、高水準の枠外税率、ミニマム・アクセス分の国家貿易による一元輸入等の総合的な国境措置・輸入米管理体制により、ミニマム・アクセス米が国産米の需給に与える影響を最小限にしている。

○ 今後とも、コメや稲作の重要性等にかんがみ、これまでの実施の経験を十分踏まえつつ、コメの需給と価格の安定に支障を及ぼさないよう十分に配慮した関税水準やアクセス水準とするとともに、総合的な国境措置・輸入米管理体制の要となるコメの国家貿易制度を引き続き維持することが必要である。

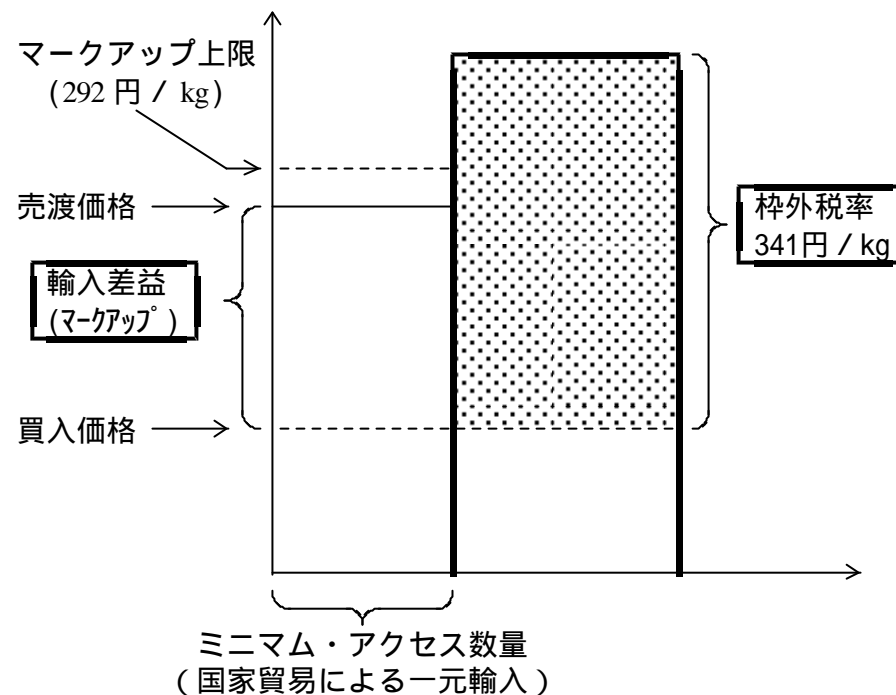
(2)関税水準

ミニマム・アクセスを超えるコメ輸入については、無秩序かつ大量なコメ輸入につながらないように高い枠外税率（341円/kg）を設定しており、対平均輸入価格比で490%に相当する高い水準となっている。

この結果、枠外税率を支払って輸入されるコメは例外的なものに限られている。

枠外税率が相当程度低くなれば、輸入量が無制限に拡大し、国内生産に甚大な影響を及ぼすことは必至であり、できる限り高水準の枠外税率の維持が必要である。

○ コメの総合的な国境措置・輸入管理体制の現状（2000年度）



枠外税率を支払って輸入されたコメ

平成11年度 225トン（国内需要の0.002%）

・ 主な用途は、「タイ料理フェア」用、在留外国人用等。

(3) ミニマム・アクセスの輸入販売

コメのミニマム・アクセス輸入については、大幅な内外価格差が存在する中で、国産米への影響を最小限にするため、輸入米の需給・価格の調整を可能とする国家貿易品目として一元的な輸入を実施している。

食糧庁によるミニマム・アクセス米の輸入については、譲許表に基づき、最高 292 円/kgのマークアップ（輸入差益）を徴収している。

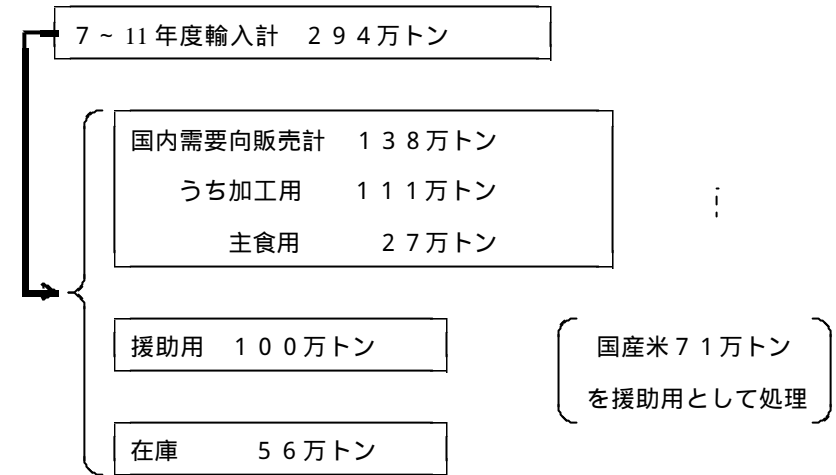
マークアップ（輸入差益）を徴収することにより、国産米の価格に悪影響を及ぼさない価格を設定することが可能である。

国家貿易による一元輸入のメリット

民間貿易による場合	国家貿易による場合
<p>民間業者の自由な選択による輸入となるので、品種・用途を限定することは困難。<u>大幅な内外価格差がある中で全量主食用となる可能性が高い。</u></p> <p><u>販売の管理ができないので、市場において国産米と直接に競合し、そのシェアを奪うとともに価格低下要因となる。</u></p> <p><u>枠内税率については、ミニマム・アクセス数量が全量輸入される程度の低水準に設定することがルールである。（他の品目の例では 10 ~ 40 %）</u></p> <p>そうすると、<u>大幅な内外価格差がある中で低価格米が流入し、国産米のシェアを奪うとともに、国産米価格の低下要因となる。</u></p>	<p><u>主として加工用の品種・用途に限定して輸入することが可能である。</u></p> <p>国が在庫を管理しているので、加工用、被援助国のニーズに基づく食料援助等<u>主食用以外の用途に振り向け</u>る等の処理が可能である。</p> <p><u>マークアップ（輸入差益）を徴収することにより、国産米の価格に悪影響を及ぼさない価格を設定することが可能である。</u></p>

ミニマム・アクセス米については、主食用の国産米需給にできるだけ影響を与えないよう、売却は加工用中心となっており、これを前提として、食糧庁は主として加工用の品種・用途に限定して輸入している。

○ ミニマム・アクセス米の売却先（12RY末見込み：玄米ト）



（注）RY(Rice Year)とは、11月～10月。12RYは、11年11月～12年10月まで。

一元輸入が維持できない場合、輸入米の供給管理やマークアップの徴収が不可能となることにより、中国産短粒種等の主食用の供給が増加するおそれ。

このため、一元的な輸入体制を維持することにより、国産米の需給に与える影響を最小限にすることが必要である。

○ マークアップについても、できる限りの高水準の維持が必要である。

3. ミニマム・アクセスの約束

(1) ミニマム・アクセスの設定の原則

国内消費量の5%の「最小限度のアクセス機会（ミニマム・アクセス）」の設定という原則は、関税化に伴って「輸入実績がない品目は高水準の枠外税率を認める代わりに低率または最低の率での一定の最低輸入枠を設ける」との趣旨で設定されたものであり、全加盟国が受け入れている。

この対象にならない品目は、UR以前に自由化が行われているものである。

(2) 特例措置を適用した場合のミニマム・アクセス数量

ミニマム・アクセスの設定の国際約束については、一定の条件を満たす品目については、ミニマム・アクセス数量が最終年度8%となることを条件に、大原則である関税化を適用しないことが認められることも国際約束され、我が国はコメについてこの措置を適用した。

我が国は1999年4月からコメに関し関税措置へ切り換えたため、2000年のミニマム・アクセス数量は国内消費量の7.2%となった。関税化の特例措置を適用し、我が国のコメのように実施期間中に適用を終了させた品目に係るミニマム・アクセス数量については、新たな合意がなされない限り、2000年の水準を維持する旨農業協定に規定されている。

○主要国のミニマム・アクセスを設定している主な品目

国名	品目	基準期間 (86-88年) の消費量 (トン) (a)	2000年度枠内輸入 約束数量 (トン) (b)	割合 (%) (b) / (a)
米国	落花生	1,125,667	56,283	5.0
EU	小麦	58,895,000	2,963,000	5.0
	脱脂粉乳	1,429,000	71,000	5.0
加	マーガリン	151,160	7,558	5.0
	鶏卵	430,366 (千ダース)	21,370 (千ダース)	5.0
	小麦	4,261,200	226,833	5.3
	大麦 (調整品含む)	8,353,566	418,131	5.0
NZ	りんご	51,260	2,564	5.0
	なし	13,178	759	5.8

注1) EUの2000年度枠内輸入約束数量には、基準期間に可変課徴金制度下で輸入されていた量も含む。

ミニマム・アクセス数量 (国内消費量に対する比率) の推移

(単位: %)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000
我が国のミニマム・アクセス数量 (99年4月関税措置へ切り換え)	4.0	4.8	5.6	6.4	6.8	7.2
(参考) 特例措置を継続していた場合	4.0	4.8	5.6	6.4	7.2	8.0

4. 農業交渉の位置付けと主要国の対応

今次農業交渉は、農業協定第20条に基づき、助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減する「改革過程の継続」という観点から交渉が行われることとなっており、輸出国側はこの観点から、関税水準の大幅な削減やアクセス数量の拡大等を要求している。

輸出国側は、多面的機能を援用して国境措置の維持を図ることに反対している。また、食料安全保障の確保は、貿易の自由化により達成すべきと主張している。

「農業の多面的機能への配慮」「食糧安全保障の確保」等を主張することにより、幅広い国々との共闘を目指す。

○ 主要国の市場アクセスに関する提案内容

米国 (2000年6月提案)

- ・ 各国間の関税水準の格差の大幅削減
- ・ 関税割当量(ミニマム・アクセス数量を含む)の大幅拡大
- ・ 枠内税率を含むすべての関税の大幅削減又は廃止
- ・ 輸入国家貿易企業の排他的な輸入権利の廃止

ケアンズ (1999年9月提案)

- ・ 関税割当量(ミニマム・アクセス数量を含む)の本質的増加
- ・ 全ての関税の大幅削減(高関税の削減)

EU (1999年7月提案)

- ・ 関税割当(輸入国家貿易を含む)の運用の明確化
- ・ 貿易障壁の漸進的削減

コメに関する検討の視点

- (1) 基本的スタンス
食料安全保障の確保によるコメの需給と価格の安定
水田農業の維持による多面的機能の発揮
国際的なルールの下での食糧援助の効率的な実施による国際貢献
- (2) 国境措置の現状
大幅な内外価格差が存在する中で、
高水準の枠外税率の設定(2000年水準: 341円/kg ほとんど輸入実績なし)
ミニマム・アクセス数量の国家貿易による一元的輸入を通じたマークアップ(売買差益)の徴収や輸入米の供給管理という総合的な国境措置・輸入管理体制により、輸入米が国産米の需給に与える影響を最小限に緩和。
- (3) 検討の視点
これまでの実施の経験を十分に踏まえることが必要。
総合的な国境措置・輸入管理体制を維持すべき。
できるだけ高い枠外税率の維持
無秩序かつ大量なコメ輸入の防止
国家貿易による一元的な輸入体制とできる限り高水準のマークアップの維持
主食用供給の大幅な増加、低価格米の流入等の防止
ミニマム・アクセスについては、
ア 諸外国に対する説得力
イ 他の交渉項目への影響
ウ 諸外国との連携
等を総合的に勘案して対応する必要。

<ミニマム・アクセス数量についての考え方>

ミニマム・アクセスについては、これまでも多くの御意見が寄せられている。例えば、ミニマム・アクセスの考え方を根本から見直すべきという意見、先進主要国・貿易立国である日本が各国が合意した国際約束を破るような主張を行うべきではないとの意見、関税化したにもかかわらず、アクセス数量は5%から7.2%に加重されたままなのはおかしいとの意見などである。

我が国の稲作農業の重要性等を考慮すれば、食料安全保障の確保、多面的機能の発揮、食糧援助の効率的な実施による国際貢献という3点が検討に際しての基本的スタンス。

この場合、これまでの実施の経験を十分踏まえるとともに、現在の総合的な国境措置・輸入管理体制を維持していくとの観点から、次のような点を考慮することが必要。

「改革過程の継続」という今回の農業交渉の位置付け
(この観点から多くの加盟国はアクセス数量の拡大を要求)

国際約束との関係

ミニマム・アクセスの考え方はWTO全加盟国が受け入れたものであり、具体的な水準についても国際約束を行っている

想定される加盟国の反応

約束の変更要求を行うことは、各国から強い非難や反発を招く可能性

代償要求の可能性

ミニマム・アクセス数量の見直しを主張した場合、その代償として枠外税率やマークアップ水準の大幅削減や国家貿易のあり方を見直し等を求められ、総合的な国境措置・輸入管理体制を維持できない可能性